

改正概要説明書	
国名：スイス	法令名：意匠法
改正情報：2017年1月1日版	
改正概要：	
<p>1. 意匠権の効果の規定の整備</p> <p>意匠所有者は，第三者がその意匠を使用して製造した商品の輸出入等が私的使用であっても禁止できる旨の規定を追加した(第9条)。</p>	
<p>2. 国内連絡先住所の明示</p> <p>手続をする者が国内に住所等を有しない場合には国内の連絡先住所を明示すれば足りることとし，代理人選任の義務が削除された(第18条)。</p>	
<p>3. 行政手続の電子的通信の規定の新設</p> <p>出願等の手続について電子的な通信を可能とする規定を設けた(第26a条)。</p>	
<p>4. 決定に対する不服申立の整備</p> <p>連邦知的所有権庁の決定には審判部に審判請求が可能である旨(旧第32条)を削除した。</p>	
<p>5. 侵害の民事訴訟の管轄裁判所の指定の変更</p> <p>意匠権侵害の民事訴訟の管轄裁判所は州が指定する旨(旧第37条)を削除した。</p>	
<p>6. 侵害の予備的措置の規定の整備</p> <p>意匠権侵害に対する証拠保全・仮処分等の予備的措置の裁判所への請求を整備した(第38条)。</p>	
<p>7. 判決の通告の整備</p> <p>裁判所は終局判決を庁に無償で全文提供する旨を明記した(第40条)。</p>	
<p>8. 意匠権侵害の刑事罰の規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意の侵害の罰金の上限額(10万フラン)を削除した。また，営利目的の侵害の場合の刑罰について拘禁刑の上限を5年とし罰金刑の上限額を削除するとともに，併科できる旨を規定した(第41条)。 ・私的使用のための侵害品の輸出入等は刑罰の対象から除外した(第41a条)。 	
<p>9. 税関による国境措置の規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵害品の輸出入に関し侵害が明白な場合に税関から意匠権者に対して通知する旨の規定を，侵害の疑義がある場合に通知する旨に変更した(第46条)。 ・侵害品の輸出入等の差止を税関に請求する要件につき，旧規定の急迫性を緩和した(第 	

47 条)。

・税関で輸出入等の差止をする場合の通知先として、差止請求人の他、侵害品の所有者等を追加した(第 48 条)。

・侵害疑義品を留置する場合に税関が輸入差止申請者にサンプルを提供し又は留置品の点検を認める旨の規定、これに伴う廃棄申請の要件や費用負担等についての規定を新設した(第 48a 条-第 48g 条)。

・侵害品の留置によって生じた損害等の賠償についての規定を整備した(第 49 条)。

改正内容：

・ **第 9 条**

(1-2)は新設条文である。

・ **第 18 条**

在外者の要件が緩和された。

・ **第 26a 条**

新設条文である。

・ **第 32 条, 第 37 条**

廃止された。

・ **第 38 条**

意匠権侵害の予備的措置が明確化された。

・ **第 40 条**

判決の通告に関し明確化された。

・ **第 41 条, 第 41a 条**

意匠権侵害に関し明確化された。

・ **第 46 条-第 48 条**

税関の国境措置に関し明確化された。

・ **第 48a 条-第 48g 条**

税関の国境措置に関する新設条文である。

・ **第 49 条**

税関の国境措置に係る損害賠償に関して明確化された。